

1997年5月23日 産経新聞

自治体の首長と議員の任期満了日

90日以内は同日選

与党の「選挙制度協議会」（座長・松永光自民党選挙制度調査会会長）は二十二日、国会内で会合を開き、同一地方自治体の首長と議員の任期満了日が九十日以内の場合には、同じ日に選挙を実施できるようするよう法改正することで合意した。さらに、在外邦人への投票権を衆参両院の比例代表選に限定して導入することでも基本的に一致。この二つの点を盛り込んだ公職選挙法改正案を今国会に提出する方針だ。

在外邦人への投票権 比例代表に限定導入

与党合意

同じ日に選挙を実施する一回、衆参両院の比例代表選のは、原則的に実施日は議員または首長が先に任期満了となつた日から五十日後と、後に任期満了となつた日の五十日前の間とした。

当面、対象となるのは埼玉県上尾市、千葉県四街道市、神奈川県海老名市など百八市町村で、全体で約五十億円の経費節減につながるという。

現行制度では、議員の任期満了日と首長の任期満了日が三十日以上離れている場合には、同時に選挙を行いうことができず、地方自治体の選挙費用の増大や投票率の低下を招く要因との指摘を受けていた。

また、在外邦人への選挙制度については、当面の

一回に限って導入することとし、原則として投票は在外公館で行い、在外公館で投票が困難な場合は郵便投票も認めることになった。

一方、衆参両院の定数削減に関しては、三党間の主張の隔たりが大きくなり、統一検討することになった。